

# 令和4年度 予防接種のご案内

## ☆☆☆ 受け方 ☆☆☆

- ①対象年齢を確認し、指定医療機関（次ページ掲載）へ予約してください。  
②町の予診票に記入し、母子手帳と一緒に持ちのうえ、受診してください。  
(予診票や母子手帳を忘れた場合は接種できません)
- 予防接種の種類によって間隔のあけ方が異なります。主治医の指示により接種してください。
- 定期の予防接種の料金は無料です。
- 指定医療機関（次ページ掲載）以外での接種（広域予防接種）をご希望される方は、必ず役場福祉課健康係にご連絡ください。(※広域予防接種とは、一定の要件に該当する方が住所地以外の県内市町村で定期予防接種を受けることができる制度です。詳細は青森県保健衛生課のHPをご覧ください。)

## ☆☆☆ 定期の予防接種の種類 ☆☆☆

予 防 接 種 名	接種回数	標準的な接種時期
ロタウイルスワクチン	1 価：2 回 5 価：3 回	1 価：生後 2 か月～生後 24 週までに、27 日以上の間隔をおいて、2 回経口接種 5 価：生後 2 か月～生後 32 週までに、27 日以上の間隔をおいて、3 回経口接種 ☆初回は、生後 14 週 6 日までに接種
B型肝炎ワクチン	初回 2 回、追加 1 回	生後 2 か月 ～ 生後 9 か月に至るまで 初回 2 回目：1 回目から 27 日以上の間隔をおいて 追 加：1 回目から 139 日以上の間隔をおいて
Hib ワクチン	初回 3 回、追加 1 回	初回開始が生後 2 か月 ～ 生後 7 か月に至るまで 追 加：初回終了後 7 か月から 13 か月の間隔をおいて
小児肺炎球菌ワクチン	初回 3 回、追加 1 回	初回開始が生後 2 か月 ～ 生後 7 か月に至るまで 追 加：初回終了後 60 日以上の間隔をおいて生後 12 か月～生後 15 か月に至るまで
4 種混合 (ジフテリア・百日咳、破傷風、ポリオ)	1 期初回 3 回 1 期追加 1 回	生後 3 か月 ～ 生後 12 か月に達するまで 初回終了後 12 か月から 18 か月の間隔をおいて
2 種混合 (ジフテリア・破傷風)	2 期 1 回	小学 6 年生
BCG (結核)	1 回	生後 5 か月 ～ 生後 8 か月に達するまで
麻しん・風しんワクチン	1 期 1 回 2 期 1 回	生後 12 か月 ～ 生後 24 か月に至るまで 年長児相当 (H28.4.2 ～ H29.4.1 生) *令和 4 年度内に接種
水痘ワクチン	2 回	1 回目：生後 12 か月 ～ 生後 15 か月に達するまで 2 回目：1 回目終了後 6 か月から 12 か月の間隔をおいて
日本脳炎ワクチン	1 期初回 2 回 1 期追加 1 回 2 期 1 回	3 歳 4 歳 9 歳
ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん)ワクチン	3 回 (2 価・4 価とも)	中学 1 年の女子

1歳になったら  
できるだけ早めに

※① 特例については、次ページをご覧ください

※② 特例については、次ページをご覧ください

☆ 標準的な接種時期を過ぎても接種可能な場合もありますが、**予防接種の効果を高めるために、できるだけ標準的な時期に接種**するようにしましょう。(詳しくは配付冊子「予防接種と子どもの健康」をご覧ください)

☆☆☆ 指定医療機関 ☆☆☆

指定医療機関	電話番号	所在地
せきばクリニック	75-3020	藤崎町大字藤崎字武元 5 番地 5
樽沢医院	89-7711	藤崎町大字葛野字前田 6 1 番地 1 3
むらさわ内科クリニック	75-6060	藤崎町大字藤崎字村井 4 0 番地 6
ときわ会病院	65-3771	藤崎町大字榊字亀田 2 番地 1
藤崎診療所	75-4111	藤崎町大字西豊田 1 丁目 2 番地
田原小児科医院	62-4137	青森市浪岡大字浪岡字細田 103 番地 1
健生病院	55-7717	弘前市大字扇町 2 丁目 2 番地 2
国民健康保険黒石病院	52-2121	黒石市北美町 1 丁目 70

《注意》 BCG は下記の医療機関のみとなります。

- ・せきばクリニック
- ・健生病院
- ・田原小児科医院
- ・国民健康保険黒石病院

《注意》 ロタウイルスは下記の医療機関では受けられません。

- ・ときわ会病院
- ・藤崎診療所

※① 日本脳炎予防接種の特例 ※積極的勧奨の差し控えにより、受けることができなかった方

- 1) 現在 20 歳未満で、かつ平成 19 年 4 月 1 日生まれまでの方（平成 19 年 4 月 2 日以降の生まれは対象外）  
20 歳になるまでの間（20 歳未満）に、4 回の接種のうち、不足分を定期として接種できます。
- 2) 平成 19 年 4 月 2 日 ~ 平成 21 年 10 月 1 日生まれの方  
9 歳~13 歳未満の間に、1 期（3 回）の不足分を定期として接種できます。

※② ヒトパピローマウイルス感染症予防接種の特例 ※積極的勧奨の差し控えにより、受けることができなかった方

- 1) 平成 9 年 4 月 2 日 ~ 平成 18 年 4 月 1 日生まれの女性  
令和 4 年 4 月~令和 7 年 3 月までの 3 年間に限り、不足分を定期として接種できます。

☆☆☆ 任意の予防接種について ☆☆☆

定期の予防接種の他に、藤崎町では 1 歳~3 歳未満（満 3 歳の誕生日の前日まで）のお子さんに対する おたふくかぜワクチンと、小学校就学前の 1 年間にある 5 歳~7 歳未満のお子さん（年長児相当）に対する 不活化ポリオワクチンの予防接種について助成を行っております。

対象者には個別通知していますので、ご利用ください。

なお、2 回目のおたふくかぜワクチンの予防接種（対象：5 歳~7 歳未満のお子さん）については助成は行っておりません。



予防接種のご相談は藤崎町役場福祉課健康係までどうぞ

TEL 88 - 8197（直通）

